

農地法第4条・第5条の規定による届出書類一覧表

必要書類		提出部数
☐	届出書（正・副）	各 1
☐	土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）	1
☐	代表者事項証明書（法人の場合）	1
☐	位置図（2500 分の 1 程度）	1
☐	申請地及び付近の地番を表示する図面（公図）	1
☐	開発許可の写し（開発許可が必要な場合）等の他法令の許認可状況がわかるもの	1
☐	委任状（代理申請する場合）	1
☐	開発行為に該当しない旨の証明 （転用の目的が、材料置場・運動場・露天駐車場・多目的土捨場等の場合で、田畑の面積が 3,000 m ² 以上の場合）	1

（注意事項）

- ・ 土地の登記事項証明書の住所が異なる場合は、住民票の写しや戸籍の附票の写し等沿革がわかるものを添付してください。
- ・ 証明書類は、提出前 6 か月以内のものに限ります。
- ・ 小作地の場合は、合意解約書（農地法第 18 条第 6 項の通知書）を提出してください。
- ・ 所有者が死亡している場合は、事前に相続登記するかまたは相続権のすべてがわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等を添付してください。
- ・ 法務局の証明のないものには、余白部に取得日、取得方法を記入し、取得者が記名・押印してください。
- ・ その他、審査に必要と判断した場合は、資料の添付を求めることがあります。